

山梨県公報

第一千二百二十八号

平成二十三年

四月二十一日

木曜日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基
づく知事が定める額の一部改正……………二八一

県営土地改良事業計画の決定(三件)……………二八二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二八二

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二八三

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………二八三

国土調査の指定……………二八三

公共測量の終了……………二八四

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二八四

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………二八四

都市計画の変更図書の縦覧(八件)……………二八四

教育委員会……………二八七

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………二八七

告示

山梨県告示第二百七号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のよ
うに定める。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二
第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告
示

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三一七円	一一、七五〇円
二十歳以上二十五歳未満	四、九二〇円	一一、七五〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五六五円	一一、〇二八円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、〇二八円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三九円	一八、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四九円	一一、〇六五円
四十五歳以上五十歳未満	六、六八八円	一一、七五〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、二七四円	一一、四〇九円
五十五歳以上六十歳未満	五、五四九円	一一、一八三円
六十歳以上六十五歳未満	四、六二九円	一一、〇七五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一一、二二七円
七十歳以上	三、九四〇円	一一、七五〇円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の
規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる
補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償
基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施

行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（長坂地区地域ため池総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年四月二十二日から同年五月二十五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十三年五月二十六日から六月九日まで

山梨県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（蕪・原村地区地域ため池総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年四月二十二日から同年五月二十五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間
平成二十三年五月二十六日から六月九日まで

山梨県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（大武川地区農地環境整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年四月二十二日から同年五月二十五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十三年五月二十六日から六月九日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日

平成二十三年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人富士山猫を守る会

2 代表者の氏名 竹田尚由

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡鳴沢村一万四百四十三番地百四十五号

4 定款に記載された目的

この法人は、飼い主のいない犬や猫に対して、犬猫の保護及び里親への譲渡に関する事業を行うとともに、殺処分をなくす努力を行うことにより、人と動物とのより良い共生社会環境に向けて豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年四月十一日から同年六月十日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十三年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人メディカルケア協会
- 2 代表者の氏名 松葉 惇
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市伊勢一丁目二番十八号
- 4 定款に記載された目的

本会は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成されるべきであるとの福祉社会の重要性に関する認識に基づき、福祉と医療の連携を図りつつ、科学的でかつ適正な医療を普及することを目指し、また福祉と医療に関する各種サービスを提供する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年四月十一日から同年六月十日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年八月二十一日まで縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 株式会社岡島 代表取締役 大村俊介
- 2 住所 山梨県甲府市丸の内二丁目二十一番十五号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 おかじま食品館敷島店

(二) 所在地 山梨県甲斐市中下条字寺前千三百八十番地の一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後				
大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社ゲオ）の閉店時刻	午後九時	翌午前一時				
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後九時三十分まで	<table border="1"> <tr> <td>駐車場①</td> <td>午前八時三十分から翌午前一時三十分まで</td> </tr> <tr> <td>駐車場②</td> <td>午前八時三十分から午後九時三十分まで</td> </tr> </table>	駐車場①	午前八時三十分から翌午前一時三十分まで	駐車場②	午前八時三十分から午後九時三十分まで
駐車場①	午前八時三十分から翌午前一時三十分まで					
駐車場②	午前八時三十分から午後九時三十分まで					

3 変更の年月日

平成二十三年四月二十三日

三 届出年月日

平成二十三年三月二十五日

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 国土調査の指定年月日

平成二十三年四月十五日

二 調査を行う者の名称

富士吉田市、中央市、身延町

三 調査地域
富士吉田市大字下吉田、大字新倉及び大字上吉田の一部、中央市大字西花輪の一部並びに南巨摩郡身延町大字三沢の一部
四 調査期間
平成二十三年四月二十一日から平成二十四年三月三十一日まで

● 公共測量の終了について

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十三年三月三十一日付けで北杜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（数値地形図データ（農林道骨格のみ）作成 地図情報レベル一〇〇〇）

二 作業期間 平成二十二年七月一日から平成二十三年三月三十一日まで
三 作業地域 北杜市全域

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市布施字小阿原三九二四の一、三九二四の三、三九二四の四、三九二五の一、三九二五の三、三九三〇の一及び三九三〇の四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市布施二千百六番地 有限会社福寿会 代表取締役 遠藤 元彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字柳田七四七の二の一部、七四七の四、七四八の一、七四八の二及び七四八の一三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町河東中島七百四十八番一 医療法人社団健輝会 理事長 宮本 直彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町清水新居字南河原一二三〇の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市山宮町三百三番地六 有限会社江戸製作所 代表取締役 江戸 一浩

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類
甲府都市計画用途地域

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

一 都市計画の種類

甲府都市計画特別用途地区

山梨県知事 横 内 正 明

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により忍野村長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画下水道
（忍野村公共下水道）

山梨県知事 横 内 正 明

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

一 都市計画の種類

笛吹川都市計画公園

（二・二・二号 しらい公園）

笛吹川都市計画下水道

（甲府市公共下水道）

笛吹川都市計画火葬場

（東八代広域火葬場）

甲府都市計画市場

（甲府市地方卸売市場）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県知事 横 内 正 明

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

一 都市計画の種類

南アルプス都市計画用途地域

南アルプス都市計画道路

（三・五・一号 櫛形西通り線）

（三・五・三号 滝沢川通り線）

（三・五・四号 小笠原柿平線）

（三・五・五号 白根東西一号線）

（三・五・六号 白根東西二号線）

（三・五・七号 白根東西三号線）

（三・五・八号 白根南北一号線）

（三・五・十一号 下市之瀬上宮地線）

（三・五・十二号 十五所上宮地線）

（三・五・十三号 古市場下市之瀬線）

（三・五・十四号 山寺桃園線）

山梨県知事 横 内 正 明

- (三・五・十五号 山寺上宮地線)
- (三・五・十六号 荊沢芦原線)
- 南アルプス都市計画公園
- (二・二・一号 仲町児童公園)
- (二・二・二号 滝沢川児童公園)
- (二・二・三号 柿平街区公園)
- (二・二・四号 一の出し街区公園)
- (二・二・五号 牧野街区公園)
- (二・二・六号 白根中央児童公園)
- (四・四・一号 滝沢川公園)
- (四・四・二号 坪川公園)
- (四・四・三号 秋山川すももの郷公園)
- (四・四・四号 白根中央公園)
- 南アルプス都市計画下水道
- (南アルプス市公共下水道)
- 南アルプス都市計画下水道
- (小笠原都市下水道)
- (烏沢都市下水道)
- (在家塚北部都市下水道)
- (神明都市下水道)
- (東川都市下水道)
- (南川都市下水道)
- (御崎都市下水道)
- (宮沢都市下水道)
- (下今井都市下水道)
- (鏡中条都市下水道)
- 南アルプス都市計画火葬場
- (三郡火葬場)
- 南アルプス都市計画汚物処理場
- (三郡し尿処理場)
- 南アルプス都市計画地区計画
- (柿平地区)

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笛吹市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
 平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

- 笛吹川都市計画用途地域
- 笛吹川都市計画道路
- (三・五・二号 石和本通り線)
- (三・五・三号 八田線)
- (三・五・五号 文化川中島線)
- 笛吹川都市計画公園
- (二・二・一号 石和小林公園)
- 笛吹川都市計画下水道
- (笛吹市公共下水道)
- 笛吹川都市計画汚物処理場
- (東八衛生センター)
- 笛吹川都市計画土地地区画整理事業
- (石和温泉駅前土地地区画整理事業)
- 笛吹川都市計画地区計画
- (石和温泉駅前地区)
- (石和市部通り地区)

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により市川三郷町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

市川三郷都市計画用途地域

市川三郷都市計画道路

(三・五・一 号 市川本町駅前線)

(三・六・九 号 本町駅芦川線)

市川三郷都市計画公園

(二・二・一 号 富士見公園)

(二・二・二 号 新町公園)

(五・四・一 号 市川公園)

市川三郷都市計画下水道

(市川三郷町公共下水道)

市川三郷都市計画下水道

(西条都市下水道)

(落合都市下水道)

(野中都市下水道)

二 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一 号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士川町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
平成二十三年四月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

富士川都市計画用途地域

富士川都市計画道路

(三・六・一 号 金手小林線)

(三・五・三 号 昌福寺横通り線)

(三・五・七 号 北新町一 号線)

(三・五・八 号 中田一 号線)

富士川都市計画公園

(二・二・一 号 北新町公園)

(四・四・一 号 殿原公園)

(四・四・二 号 利根川公園)

(四・四・三 号 大 法師公園)

富士川都市計画下水道

(富士川町公共下水道)

市川三郷都市計画下水道

(富士川町公共下水道)

二 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一 号 山梨県県土整備部都市計画課

教育委員会

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年四月二十一日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 努

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十号中「県立高等学校体育施設」を「県立学校体育施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番